

〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P 106

(単位: 千円)

|       | 新年度     | 前年度     | 差      | 主な名称 |
|-------|---------|---------|--------|------|
| 事業費   | 381,098 | 358,733 | 22,365 |      |
| 国庫支出金 | 0       | 0       | 0      |      |
| 県支出金  | 0       | 0       | 0      |      |
| 地方債   | 0       | 0       | 0      |      |
| その他   | 0       | 0       | 0      |      |
| 一般財源  | 381,098 | 358,733 | 22,365 |      |

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分について、県内の市町村が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

後期高齢医療制度の財源は、公費(国、県、市)50%、高齢者の保険料10%、若年者の保険料40%により賄われており、このうち、公費で賄う市負担金は、均等割、人口割、高齢者人口割及び市町村窓口端末機器負担金からなる広域連合共通経費と後期高齢者医療給付費の見込額の合計となっている。

内訳

広域連合共通経費 20,406千円

後期高齢者医療給付費 360,692千円

03010402 後期高齢者健康診査事業

予算書P 106

(単位: 千円)

|       | 新年度    | 前年度    | 差     | 主な名称                                 |
|-------|--------|--------|-------|--------------------------------------|
| 事業費   | 22,491 | 17,873 | 4,618 |                                      |
| 国庫支出金 | 0      | 0      | 0     |                                      |
| 県支出金  | 0      | 0      | 0     |                                      |
| 地方債   | 0      | 0      | 0     |                                      |
| その他   | 22,491 | 17,873 | 4,618 | 後期高齢者健康診査受託料<br>地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】 |
| 一般財源  | 0      | 0      | 0     |                                      |

【背景(なぜ始めたのか)】

被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、茨城県後期高齢者医療広域連合は「茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱」により、健康診査を行うこととなり、同健康診査に係る業務を市町村に委託し実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

被保険者の疾病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 健康診査

地区公民館等において集団健診(受診料無料)を行い、被保険者に受診してもらう。また、指定医療機

関において、個別健診（個人負担1,000円）を実施する。

## 2 人間ドック・脳ドック検診費用助成

人間ドック検診、脳ドック検診を受診した被保険者に対し、検診費用の一部助成を行う。

人間ドック検診 15,800円×150人

脳ドック検診 20,000円×40人



MRI

03010602 医療費助成事業

予算書P108

（単位：千円）

|       | 新年度     | 前年度     | 差     | 主な名称                         |
|-------|---------|---------|-------|------------------------------|
| 事業費   | 371,872 | 365,453 | 6,419 |                              |
| 国庫支出金 | 0       | 0       | 0     |                              |
| 県支出金  | 172,124 | 168,865 | 3,259 | 医療福祉費補助金(医療費), 医療福祉費補助金(事務費) |
| 地方債   | 0       | 0       | 0     |                              |
| その他   | 25,002  | 25,002  | 0     | 高額療養費返納金, 一部負担金返納金           |
| 一般財源  | 174,746 | 171,586 | 3,160 |                              |

### 【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった場合の自己負担分を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度として、県の補助事業が始まった。

### 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊産婦、中学3年生までの小児・児童、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持・増進と生活の安定を図る（平成30年10月より入院のみ18歳の年度末まで拡大）。

### 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。

医療機関窓口で支払う自己負担金は、外来については、1つの医療機関につき1日600円までとし、3回目以降は自己負担はない。

入院については、1つの医療機関につき1日300円までとし、1箇月3,000円が自己負担上限額となる。

対象者の申請に基づき、受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。受給者証を提示しなかった場合や県外受診の際は、償還払い（後払い方式）により助成する。県の補助事業であり、県1/2、市1/2の負担割合となる。



受給者証

(単位: 千円)

|       | 新年度    | 前年度    | 差        | 主な名称     |
|-------|--------|--------|----------|----------|
| 事業費   | 71,223 | 64,460 | 6,763    |          |
| 国庫支出金 | 0      | 0      | 0        |          |
| 県支出金  | 0      | 0      | 0        |          |
| 地方債   | 0      | 0      | 0        |          |
| その他   | 200    | 24,147 | △ 23,947 | 高額療養費返納金 |
| 一般財源  | 71,023 | 40,313 | 30,710   |          |

## 【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県医療福祉費支給制度(医療費助成事業)において、本人や扶養義務者等の所得限度額超過等により対象外となった妊産婦及び中学3年生までの小児・児童に対して、市が単独で医療費の一部を助成し、必要な医療を適切に受けられるよう、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持を図ることを目的に始まった。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県医療福祉費支給制度(医療費助成事業)において、本人や扶養義務者等の所得限度額超過等により対象外となった妊産婦及び中学3年生までの小児・児童に対して、医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持及び生活の安定を図る(平成30年10月より入院のみ18歳の年度末まで拡大)。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。

医療機関窓口で支払う自己負担金は、外来については、1つの医療機関につき1日600円までとし、3回目以降は自己負担はない。入院については、1つの医療機関につき1日300円までとし、1箇月3,000円が自己負担上限額となる。

対象者の申請に基づき、受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。受給者証を提示しなかった場合や県外受診の際は、償還払い(後払い方式)により助成する。

(単位: 千円)

|       | 新年度   | 前年度   | 差  | 主な名称       |
|-------|-------|-------|----|------------|
| 事業費   | 2,988 | 2,897 | 91 |            |
| 国庫支出金 | 2,988 | 2,897 | 91 | 拠出年金事務費交付金 |
| 県支出金  | 0     | 0     | 0  |            |
| 地方債   | 0     | 0     | 0  |            |
| その他   | 0     | 0     | 0  |            |
| 一般財源  | 0     | 0     | 0  |            |

## 【背景(なぜ始めたのか)】

国民年金事務は、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、市の法定受託事務として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与することができる。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用した市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ確実な年金受給につなげるよう努める。



年金手帳